

新規創業支援事業補助金 Q&A

最終更新日：令和7年4月15日

よくある質問を掲載しております。申請にあたっては、交付要領を必ずご確認ください。

1. 補助対象者

1-1	現在、個人事業主ですが、新たに法人を設立します。新規創業支援事業補助金を申請できますか？
	交付要領4（1）に基づき、「法人成り」ならびに「個人成り」は補助対象外です。

1-2	事業承継によってビジネスを始めますが、申請できますか？
	交付要領4（1）に基づき、「事業承継」「事業引継ぎ」による創業は補助対象外です。

1-3	副業でビジネスを始める場合でも、新規創業支援補助金を申請できますか？
	原則、副業は新規創業支援事業補助金の対象となりません。ただし、税務署に開業届を提出し、近い将来、本業に切り替える予定がある方については相談に応じます。

2. 補助対象経費

2-1	補助対象経費になるもので、中古品を購入しましたが補助対象として認められますか？
	原則、中古品の購入は認められません。ただし、価格の妥当性を示すために複数の中古品販売事業者から全く同じ物品の見積書（相見積もり）を提出すれば、補助対象として認める場合があります。個人からの購入やオークション（インターネットオークションを含む）による購入は認められません。

2-2	補助対象経費を支出する場合、どのような支払方法が認められますか？
	原則、現金一括払い（口座振込含む）のみです。ただし、クレジット一括払いは認めます（追加書類が必要）。現金分割払い、クレジット払い（分割払い、リボ払い）、ポイント決済、ギフトカードでの決済などは認められません。なお、支払いの一部をポイント決済、ギフトカードで決済し、残額を現金払いした場合は、現金払いした分のみが補助対象となります。

2-3	クレジットカード払い（一括払い）の際に、追加で必要な書類を教えてください
	クレジットカードの利用明細と、クレジットカード会社からの請求額が引き落としされていることが分かる書類（通帳コピーなど）が必要です。なお、引落日は補助対象期間内であることが条件です。

2-4	インターネット（Amazon、楽天などのECサイト）で補助対象経費となる物品を購入しました。その際に、請求書が発行されない場合がありますが、どうすると良いですか？
	発注日、発注元、発注先、発注物、購入金額、支払方法が記載されている書類で代用できます。例えば、見積書として商品の詳細（商品名、金額、写真等）がわかる画面のコピー、発注書として注文履歴や発注後の自動返信メールが挙げられます。

2-5	補助対象経費となる物品を小売店（店頭）で購入しました。その際、請求書が発行されませんが、どうすると良いですか？
	上記の場合、請求書の提出は不要ですが、購入物の明細がわかる領収書もしくはレシートをご提出ください。提出できない場合は、補助対象経費として認められません。

2-6	補助対象となる物品を、親族のクレジットカードで決済しましたが、認められますか？
	一切認められません。個人事業の場合は代表者、法人の場合は法人名もしくは代表者自身のクレジットカードでの決済のみ認められます。

3. その他

3-1	税務署に開業届を提出しましたが、收受日付印が押されていません。開業日はどのように証明したら良いですか？
	令和7年1月より税務署での收受日付印の押捺が廃止となりました。代わりに以下のいずれかの公的書類の写しを提出してください。 ①県税事務所に提出し收受されたことがわかる開業届 ②営業許可証など官公署に提出し承認されたことがわかる書類

3-2	商工会議所と商工会、どちらに申請したら良いですか？
	居住されている市町村や主たる事務所・店舗を構える場所によって支援制度が異なります。まずはお近くの商工会議所または商工会にご相談ください。